

○常総衛生組合職員の派遣に関する要綱

平成31年1月24日

常総衛生組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、常総衛生組合（以下「組合」という。）が、関係市（常総衛生組合同規約（昭和37年地指令第116号）第2条に規定する関係市をいう。以下同じ。）に職員の派遣を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第292条において準用する同法第252条の17に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要請)

第2条 組合の長（以下「管理者」という。）は、地自法の規定に基づき関係市の長に職員の派遣を求めるときは、職員派遣要請書（様式第1号）により行うものとする。

(派遣職員の推薦)

第3条 前条の規定により派遣の要請を受け、職員を派遣しようとする関係市（以下「派遣元市」という。）の長は、管理者へ派遣職員推薦書（様式第2号。次条において「推薦書」という。）を提出するものとする。

(協議)

第4条 管理者は、推薦書の提出を受けたときは、地自法に定めるもののほか、職員の派遣に関し、必要な事項について派遣元市の長と協議するものとする。

(協定の締結)

第5条 前条に定める協議により、職員の派遣が決定したときは、組合と派遣元市は、速やかに職員の派遣に関する協定書（様式第3号）を締結するものとする。

(派遣の期間)

第6条 組合に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の派遣期間は、2年とする。ただし、第4条に定める協議若しくは管理者と派遣元市の長の協議により、これを延長し又は短縮することができるものとする。

(派遣職員の身分)

第7条 派遣職員は、組合及び派遣元市の職員の身分を併せ有するものとする。

(派遣職員の職務内容)

第8条 派遣職員の職務内容は、組合の事業運営に関する業務及び第4条の協議により定めた事務とする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第9条 派遣職員の勤務時間、休日及びその他の勤務条件については、組合の関係規程を適用するものとする。

2 派遣職員の休暇の取扱いについては、派遣元市の例によるものとし、その承認又は許可は、管理者が行うものとする。

3 派遣職員の休業の取扱いについては、派遣元市の例によるものとし、その承認又は許可は、管理者が行うものとする。

(服務)

第10条 派遣職員の服務については、組合の関係規程を適用するものとする。

2 派遣職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第35条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の取扱いについては、組合の関係規程を適用するものとする。

3 派遣職員の地公法第38条第1項に基づく営利企業等の従事制限の許可については、派遣元市の例によるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣職員の分限及び懲戒については、管理者の報告に基づき、派遣元市の関係規程を適用して派遣元市の長が行うものとする。

(昇任及び昇格等)

第12条 派遣職員の昇任、昇格及び昇給等については、派遣元市の例により取扱うものとする。

(給与)

第13条 派遣職員の給料及び手当は、派遣元市の関係規程により派遣元市が支給するものとする。

2 組合の勤務において生じた時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）については、組合の関係規程により組合が支給するものとする。

3 派遣職員の退職手当については、派遣元市が負担するものとする。

(旅費)

第14条 派遣職員の旅費は、組合の関係規程により組合が支給するものとする。

(研修)

第15条 派遣職員の研修は、組合が実施するもののほか、派遣元市の研修計画に基づき派遣元市が行うものとする。この場合において、組合は、研修の参加に必要な服務上その他の便宜について配慮するものとする。

(健康管理)

第16条 派遣職員の健康管理は、組合が実施するもののほか、派遣元市の福利厚生事業計

画に基づき派遣元市が行うものとする。この場合において、前条後段の規定を準用する。

(共済組合)

第17条 派遣職員の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第116条の適用については、派遣元市の職員として取扱うものとする。

2 派遣職員に係る共済組合の掛金については、派遣元市が給与の支給の際に控除し、当該派遣職員が加入する共済組合に払い込むものとする。

3 派遣職員に係る共済組合の地方公共団体負担金については、派遣元市が当該共済組合に払い込むものとする。

(公務災害補償等)

第18条 派遣職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。この場合において、認定請求の手続きは、組合の報告に基づき、派遣元市が行うものとする。

2 派遣職員に係る公務災害補償基金の地方公共団体負担金については、派遣元市が当該基金に払い込むものとする。

(経費の負担)

第19条 派遣元市が第13条第1項の規定により支給した給料、手当、第17条第3項の規定により払い込んだ地方公共団体負担金及び第18条第2項の規定により払い込んだ地方公共団体負担金については、組合が負担し、別に定める方法により派遣元市に納付するものとする。

2 組合が第13条第2項及び第14条の規定により支給した時間外勤務手当等及び旅費については、組合が負担するものとする。

3 前2項の経費の負担については、第4条に定める協議若しくは管理者と派遣元市の長との協議により別に定めることができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、職員の派遣に関し必要な事項については、管理者と派遣元市の長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第13条第2項の規定は、平成31年4月1日以降の組合の勤務において生じた時間外勤務手当等から適用する。